

2020. 1
通巻 第149号

えひめ 社労士会だより

C e r t i f i e d S o c i a l I n s u r a n c e L a b o r C o n s u l t a n t



石鎚山（西条市）

contents

- あいさつ 愛媛県社会保険労務士会会长 1
- 全国社会保険労務士会連合会会長 2
- 四国厚生支局長 3
- 愛媛労働局長 4

- 理事会だより 5
- 新シリーズ・専門業務紹介 16
- 新入会員紹介 20
- 社会保険労務士倫理綱領 21



愛媛県社会保険労務士会



新年のご挨拶

愛媛県社会保険労務士会
会長 横本恭弘

あけましておめでとうございます。

令和2年の年頭にあたり、謹んでご挨拶を申し上げます。

会員の皆さんにおかれましては、つつがなく新年をお迎えのことと拝察いたします。旧年中は会の運営にご理解、ご協力を頂戴し、厚く感謝申し上げます。本年も一層のご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

昨年も全国各地で台風・豪雨等で甚大な被害が発生しました。大規模災害が毎年のように頻繁に発生しており、災害発生時の対応などの必要性を改めて認識させられました。被災された方々には、改めてお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を祈念いたします。また、昨年は、元号が平成から令和に変わり、天皇陛下ご即位に伴う一連の慶祝行事が行われるなど、歴史的な一年がありました。

社会保険労務士に目を向けると、「人を大切にする」働き方改革の専門家です。「法律の専門家」はもとより、年金など労働・社会保険諸法令における「実務家」として、また人事労務を通じて魅力ある職場づくりを創造する「コンサルタント」としての側面も重要であることは論を待ちません。士業の中でも、「法律の専門家」、「実務家」、「コンサルタント」の3つの職能をしっかりと持つことは、社会保険労務士にとって大きな特色であると言えます。社会保険労務士の業務は「法令遵守（コンプライアンス）」をベースに、「働きやすさ」「働きがい」をも包含するものとなっており、社会保険労務士法第2条第1項に基づく、独占業務である1号・2号業務だけではなく、同項に定められた3号業務として指導・相談業務を長年行い、労務管理の専門家としての地位を築いてきた結果であると言えます。今後この3つの職能を更に磨き上げ、地域から頼りにされる社会保険労務士を目指して行きたいものです。

昨年、12月20日に「デジタル・ガバメント実行計画」が閣議決定されました。この目的は、単に情報システムを構築する、手続をオンライン化するということを意味するものではなく、一連のサービス全体を、「すぐ使えて」、「簡単で」、「便利な」ものにするなど、行政サービスを国民一人一人が享受できるようにすることです。

社会保険労務士としてこの流れに乗り遅れることのないようにしなければなりませんが、デジタル・ガバメントに対する多くの「やり方」ばかりに焦点が当たりがちになりますが、本質は社会保険労務士としての日頃の「あり方」が重要なのだと思います。そして、「あり方」を語るだけではなく、「人を大切にする」働き方改革の専門家として、るべき姿、正しい姿を実現することが大切だと思います。

今年は子年、十二支の1番目に「子」がきているように、子年を植物にたとえると新しい生命が種子の中にきざし始める時期で、新しい物事や運気のサイクルの始まる年になると考えられているそうです。「人を大切にする」働き方改革の専門家のるべき姿、正しい姿の実現に向けて取り組みをはじめるとスタートの年にしたいと思いますので、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

本年が皆様にとって幸多き一年となりますことを祈念いたしまして新年のご挨拶といたします。



新年のご挨拶

全国社会保険労務士会連合会
会長 大野 実

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

横本会長をはじめ、愛媛会の皆様におかれましては、健やかに新しい年を迎えたこととお慶び申しあげます。

昨年を振り返りますと、全国各地で台風等による災害が相次いでおり、被災地では今も多くの方々が不便な生活を余儀なくされております。被災された皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。一方で、令和時代の到来や天皇陛下のご即位、日本勢が初のベスト8に進出したラグビーワールドカップなどの明るい話題が日本を元気づけてくれました。

社労士を取り巻く状況に目を向けてみると、働き方改革の進展や激変するデジタル社会の到来により、社労士をめぐる環境は著しく変化し、働くことに関する価値観が多様化しています。このような中で、私達社労士は、時代の変革に対応した業務を確立していくなければなりません。

このたび全国社会保険労務士会連合会の第6代会長を拝命し、社労士制度の次の50年に向けて新たな一歩を踏み出すという重責を担うこととなりました。

昨年9月の常任理事会及び理事会での議論を経て、新体制の大枠を固め、「デジタル化」、「働き方改革」、「大規模災害」に対応するための本部を設置し、連合会で検討した事項を迅速に都道府県会の会務運営に連結させるための基盤を整えました。デジタル化対応については、『月刊社労士』に各省庁のキーマンとの対談記事を連載し、デジタル化社会が及ぼす社労士業への影響について周知・啓発を図ります。働き方改革の推進につきましては、社労士会セミナーの開催等をはじめ地域の自治体、労働局、労使関係団体等との連携を通じ、地域に根差した中小企業の支援を進めてまいります。また、今後は労務管理が社労士業務の中心となっていくことを見据え、財務以外の監査、すなわち労務に関する監査業務について、実務面の体系構築を進めてまいります。更に、入管法改正に伴う外国人就労者の増加による新たな業務展開の可能性から、「グローバル化」事業にも着手しており、10月にはベルギーで開催された世界の社会保障機関を会員とする国際組織「国際社会保障協会」主催のフォーラムに参加し、本年4月から同協会への連合会の加盟が正式に認められました。今後は、グローバルな視点から、外国人就労者の処遇面だけでなく、文化や習慣の違いに配慮した就労環境の構築支援に取り組んでまいります。

そして、本年からは、社労士に求められる使命を手がかりに、新しい時代において社労士が社会からどのような役割を期待され、それに応える使命を担っているのかを明確にし、社労士の職域の広さと専門性の高さを社会へ広くアピールしていくため使命規定の創設など法的側面からの再定義を考えていきたいと思います。また、持続可能な社労士制度の施策を検討するため、社労士業務をめぐる現状把握と分析をまとめた「社労士白書」の発行に着手します。

連合会は、主体となって積極的に情報を発信し、これからも都道府県会と連携し、会員の皆様とともに様々な施策の実現に向けて取り組んでまいりたいと存じますので、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

末筆になりましたが、本年が貴会と会員の皆様にとりまして、実り多き一年となりますことをご祈念申しあげ、新年のご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

四国厚生支局長
峯村芳樹

謹んで初春のお慶びを申し上げます。

愛媛県社会保険労務士会並びに会員の皆様におかれましては、日頃より、厚生労働行政の円滑な運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、既にご案内のように「働き方改革関連法」が、この4月に施行され、残業の上限規制や、同一労働・同一賃金など、労働者の働き方が大きく変わろうとしています。

年金制度におきましても、昨年8月に財政検証の結果を公表し、その公表結果を受け社会保障審議会等で、次期、年金制度改革に向けた議論の取り纏めが行われたところです。

今後は、働きたい方が働きやすい環境を整えるとともに、年金などの保障を厚くする観点から、短時間労働者への被用者保険のさらなる適用拡大や、高齢期における多様な職業生活に対応した、年金制度の在り方等について、制度改正が行われる予定です。

また、昨年10月に施行された年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額や所得が一定基準額以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、基礎年金に上乗せして支給する制度です。

年金は、今や、4千万人近くの受給者の方々に55兆円もの年金をお支払いしており、国民の皆様の生活にとって、また、日本経済にとっても極めて大きな役割を果たしています。

厚生労働省としましては、制度の持続可能性の確保はもちろんですが、何よりも、老後の生活を支える糧として、今後ともこの年金がしっかりと機能していくよう、制度のありようとともに、事業運営を確実に実施していかなければならないと考えています。

このように、複雑で錯綜する制度改正を順次、円滑に施行するためには、国民の皆様のご理解、また、社会保険労務士皆様のご支援が不可欠です。

私どもとしましても、公的年金制度の事業運営を担う日本年金機構とともに、しっかりと年金事業を進めてまいりますが、社会保険労務士の皆様方の、社会保険・労働に関する専門家として、適用、徴収に向け、事業主を支えてこられた意義は、益々重要となっております。

今後とも、国民の皆様に寄り添い、更なるご尽力と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、新しい年を迎える、愛媛県社会保険労務士会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

厚生労働省 愛媛労働局長

縄 田 英 樹

新年明けましておめでとうございます。

愛媛県社会保険労務士会並びに会員の皆様方には、お健やかに新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。また、皆様方には、日頃から労働行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、愛媛県内の経済が緩やかな回復を続ける中、雇用失業情勢は、有効求人倍率が1.6倍を超えるなど、人手不足の状況が続いている。愛媛県内のハローワークでは、企業に対し、採用要件の緩和などをお願いしながら、求人と求職のマッチングを鋭意推進しています。

他方で、我が国は少子高齢化が急速に進展し、経済成長の障害となることが懸念されています。また、働く人それぞれの事情は様々で、そのニーズも多様化しています。こうした状況の中で成長と分配の好循環を持続するためには、生産性を向上するとともに、働く人、働きたい人がその意欲や能力を發揮するために、多様で柔軟な働き方が選べる環境を整備することが求められています。

このようなことを背景として、昨年4月1日、働き方改革関連法に基づき大企業に対する時間外労働の上限規制が施行されました。また、今年4月1日には同規制が中小企業へ適用されるとともに、正規労働者と非正規労働者の間の不合理な待遇差の禁止が大企業に対して適用されます。愛媛労働局では、引き続き働き方改革関連法の周知並びに働き方改革推進支援センターを通じた中小企業等への支援に全力を傾注してまいります。

労働者の安全と健康の確保については、3年目となる第13次労働災害防止計画に基づき、死亡災害の撲滅と増加傾向が続いている労働災害の大幅な減少も最重点課題として取り組んでまいります。

安心で安全な職場環境を整備し、働き方改革を実効あるものとするには、それを受け入れる企業の風土づくり、経営者の方々の意識改革が重要です。経営者により近く、労務管理の専門家である会員の皆様方には、是非ともその大きな役割を果たしていかれますよう期待しております。

本年も、愛媛労働局では、地域の総合的な労働行政機関として、働く方一人ひとりが能力を発揮し、安心して安全で健康に働ける環境の整備に向けて、各種施策に取り組んでまいります。引き続き皆様方のご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願ひ申し上げます。

最後になりますが、今後の社労士制度の更なるご発展と、貴会並びに会員の皆様方の、益々のご繁栄、ご健勝を祈念申し上げまして、年頭のご挨拶といたします。

横本会長 厚生労働大臣表彰 受賞

社会保険労務士制度の発展と向上に尽力し、厚生労働行政の推進に寄与した功績により令和元年度社会保険労務士制度功労者厚生労働大臣表彰伝達式が令和元年12月2日に行われ、愛媛県社会保険労務士会 横本恭弘 会長が受賞しました。心からお喜びを申し上げますとともに、今後ますますのご活躍をお祈りいたします。



坂口労働基準局長より表彰の伝達を受ける横本会長



理事会だより

【理事会】

※令和元年11月13日(水) 県会事務局会議室において、第251回理事会を開催した。

議題

- 1 令和元年度地域協議会・連絡会について
- 2 令和2年度地域協議会フォーラム(02.10.02)開催に向けた体制作りについて
- 3 各委員会・支部報告
- 4 その他

委員会だより

【総務委員会】

※令和元年11月27日(水) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 会報(1月号)について
- 2 その他

【財務委員会】

※令和元年11月12日(火) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 令和元年度上半期の予算執行状況について
- 2 令和元年度財務委員会の運営について

【事業委員会】

※令和元年11月27日(水) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 10/16開催の愛媛県社労士会主催事業主セミナーの振り返り
- 2 10/19みんなの生活展、10/27無料相談会の相談員の振り返り
- 3 専門業務登録希望調査について
- 4 河原学園「お仕事フェスタ」について
- 5 その他

中国・四国地域協議会の動き

※令和元年11月22日(金)
中国・四国地域協議会(愛媛県開催)

支部だより

【東予支部】

※令和元年10月11日(金) 令和元年度東予支部労働関係研修会を開催した。

場所 レイイグラツツエふじ

内容

- 1 新居浜労働基準監督署より36協定の運用及び時間外労働上限規制の注意点、有給休暇の取得について
- 2 新居浜公共職業安定所より外国人労働者雇用のポイント、働き方改革関連助成金等について
- 3 求人票で採用するためのアピールポイントについて

【中予支部】

※令和元年11月18日(月) 中予支部役員会を開催した。

場所 県会事務局会議室

内容

- 1 9月24日の中予支部研修会について振り返り、意見交換等
- 2 厚生事業について
- 3 各委員会報告
- 4 その他

【南予支部】

※令和元年9月20日(金) 労働関係研修会を開催した。

場所 大洲市 大洲商工会議所

内容

- 1 「働き方改革」について
- 2 「雇用保険の各種給付」について

※令和元年10月24日(木) 宇和島年金事務所との連絡会議を開催した。

場所 宇和島年金事務所、かどや駅前本店

内容

- 1 最近の日本年金機構の動向と年金事務所の取り組みについて
- 2 南予支部からの意見要望について
- 3 その他

中国・四国地域協議会 社会保険労務士フォーラムに参加して

東予支部 加藤久雄

10月4日朝7時45分、成川副会長、深田先生とともに私が運転する車で出発し、しまなみ海道から山陽道、岡山道、中国道、鳥取道の各高速道路を経由して、途中トイレ休憩、昼食をとりながら約4時間30分程かかり、中国・四国地域協議会社会保険労務士フォーラム「以下、フォーラムという」の会場であるホテルニューオオタニ鳥取に到着しました。到着後、受付をすませて、会場内の愛媛会参加者24名に指定された席に座り、フォーラムの資料などに目を通しているうちに、定刻の13時30分となり、フォーラムが開会となりました。まず当番県の藤田誠会長から歓迎の挨拶があり、主催者である「中国・四国地域協議会」横本恭弘会長の挨拶、来賓の方々の挨拶が終わった後、「人を大切にする経営こそが地球を救う」と題した基調講演が、講師である経営学者・人を大切にする経営学会会長・元法政大学大学院教授の坂本光司先生より講義がありました。特に印象に残っているのは、人を大切にする企業は、定着率もよくて業績も右肩上がりとなっているということと、人を大切にする企業で働いている従業員は子供が多い、この2点が印象に残っています。

基調講演が終わりフォーラムの終了となり、懇親会の準備をしている間に、宿泊するホテルでチェックイン手続きを済ませ、泊まる部屋に荷物を置いてから、改めて懇親会会場へと移動しました。懇親会会場では、あらかじめ座席は決められており、指定されたテーブルにつき、同席となる各県の先生方と名刺交換をしているうちに、開会となりました。開会後は、「因幡の傘踊り」、「鳥取ベンチャーズ」等のアトラクションで楽しみながら、各県の先生方と親交を深めていきました。

懇親会の最後に、来年フォーラムが愛媛県で開催される告知のため、愛媛県のゆるキャラ「みきゃん」と共に、お揃いのオレンジのブルゾンを着て、愛媛からの参加者全員が舞台に上がり、成川副会長が来年の参加を呼び掛けて、懇親会が中締めとなりました。

翌日、多くの会員は、鳥取砂丘などの観光に行き、我々はゴルフをプレー後帰路につきました。



連合会大野会長との意見交換会に参加して

中予支部 鈴木正幸

11月22日にANAクラウンプラザホテル松山で開催された中国・四国地域協議会に先立って大野会長、東（ひがし）専務理事との意見交換会に参加させていただきました。

私自身が開業6年目であり、日々、自分で自分の首を締めて忙しくしている状態です。これまで会の運営に協力するところも少なかったことも影響して、連合会会長と意見交換と言われても緊張というよりもどこか遠い國の事のように感じていました。

いざ意見交換が始まりました。愛媛県会の3名の副会長が口火を切り、次々と質問が飛び交います。大野会長は、時折、東専務理事に数字やシステムを確認しながらも一つひとつ私のような会運営に疎い者にも解りやすい言葉で応えていただきました。穏やかな雰囲気の中にも水分補給することもなく語り続ける姿にものすごい熱量を感じました。多くを語ることは出来ませんが印象に残ったことを列挙させていただきます。

1. 企業主導型保育園の監査について。要約すると保育士の処遇改善加算の適正な分配をはじめ、企業主導型保育園の労務監査を社労士会がしていこうとする動きです。一般的な保育園・認定こども園は厚労省管轄のルールで行政が監査しているのですが、待機児童解消をうたった内閣府主導の当該保育園は、監査が緩かったようです。今後については順次、情報が出てくると思いますので注視の程お願いいたします。
2. クラウド型プラットホームについては月間社労士11月号23ページと同内容でしたが、「こちらがしなくとも相手はどんどん進んでいく。」という意見には、大変に共感しましたし、必要性を痛感しました。
3. 社労士法第1条を目的条文から使命規定にするという話もありました。頭が固いせいか法律の第1条は目的条文…と思っていましたが他士業はどんどん使命規定に変わっているそうです。大野会長はここでも具体的に話しました。「この法律は…ではなくて、社会保険労務士は…を使命とするという風に書くから国が法律で決めていたる感じよりも随分広がる」とのことでした。本当にその通りだと思いました。

他にも政治連盟の事や法の趣旨に反する助言をするコンサルタントの対応など多岐に渡って話を聞くことができました。ほんの1時間ほどの時間でしたが、大野会長と東専務理事から職域の死守や拡大を意識した長期的な展望や、連合会と県会、地域協議会との役割が少しだけ理解することができました。

話は変わりますが、私は社労士が活動で相手を変化させる力を「社労士力」と定義づけしています。熱しやすく、そして冷めやすい私ですが、今回いただいた熱で高まった「社労士力」は、しっかり県会や関与先に還元したいと思いました。

この度は、このような機会を与えていただいて本当にありがとうございました。



社労士会主催企業向けセミナー「今日から活かす労働問題対策、さらなる企業成長のために人手不足時代はこう乗り切る」に参加して

南予支部 藤田浩光

令和元年10月16日、東京第一ホテル松山にて社労士会主催の事業主向けセミナーとして、「今日から活かす労働問題対策、さらなる企業成長のために人手不足時代はこう乗り切る」と題したセミナーが開催されました。

第1部として、「働き方改革で実現させる！社員定着と活力にあふれた魅力ある職場づくり」と題して中予支部の宮部義久先生が講演されました。

まずは前提として以下の話がありました。

- ・働き方改革をいい会社にするための手段として活用していく
- ・いい会社の定義は様々なので、今後生き残っていく会社がいい会社ととらえるならばそれを目指すには、周りより一歩先に行くことが大切である。
- ・働き方改革の本質は社員の給料アップ！そのためには生産性を上げること。

その後はChapter 1からお話をありがとうございましたが、印象に残ったところをご紹介します。

Chapter 2として長時間労働を抑制しながらパフォーマンスをアップさせる方法として、生産性向上のステップの説明がありました。生産性向上に関して宮部先生の事務所の事例や行政の仕事の仕方を参考に分かりやすくご説明いただきました。

Chapter 3は、労働時間管理の厳格化への対応として、時間外労働の上限規制について基本的な部分と複数月での上限時間管理についての管理方法の説明がありました。おすすめは機械やシステムを使った方法です。

36協定における労働時間管理については休日労働などを使って抜け穴的にセーフな時間を設定する、違法じゃなかったら何をやってもいい、というのではなく、国の方針である「労働時間の削減」を自社努力で達成していくべきだという宮部先生の考えに共感しました。

Chapter 5として求人の話がありました。

現代の採用の主語は応募者である。応募者が自分に合う仕事を探している。なので、会社や求人内容をどう応募者に認知させるかの競争である。認知させる場の事を採用ルートといい、その採用ルートを多く持つことが重要である。採用ルートの一例としてハローワークはもちろんのこと、自社HP・SNS等を活用するという現代に即した方法をご紹介いただき大変参考になりました。

最後に宮部先生の10年間の経験から、マズローの欲求5段階説を用いて、土台となる生理的欲求や安全欲求が満たされないと、どんなにいい制度を作ったとしても機能しない。逆に土台がしっかりとすればどんどんのびる会社になる。日本にいる以上まずは日本の法律を守らなければいけない。という言葉に大変感銘を受けました。

第2部として、「外国人材の導入と雇用管理のポイント」と題して中予支部の中村淳子先生が講演されました。

最初に日本・愛媛県における外国人雇用状況と在留資格、在留資格別の雇用状況についてお話をありました。

次に外国人材の導入にあたってのポイントとしてコミュニケーションの問題のお話がありました。日本人独特のものである空気を読む・察する・暗黙の了解等は外国人材にとって高いハードルであること、日本人と働くときのよくある不満として、説明の欠如・曖昧な言葉・対人関係に受身・褒めないということを上げられていました。自分自身に置き換えても当てはまるものばかりであると実感しました。

逆に日本人から見た、外国人材の特徴としては、謝らない・すぐに「できる」や「分かった」という（「できる」のハードルが低い）・ストレートにものを言う・自己評価が高い、について、それぞれどのように対応すれば文化の違いによるトラブルが起きないかを経験を交えてお話しいただき、興味深かったです。

まとめとして、外国人材の育成をすることにより日本人従業員も含めた全体の成長を目指していくということでした。

最後に外国人材の雇用管理のポイントとしてお話をいただきました。

外国人材特有のポイントとして、渡航・帰国関係、住居の確保、法定項目以外の賃金控除の適正化、平易な日本語や母国語での安全衛生教育の実施等があります。労働時間管理や保険関係、人事労務管理全般について、日本人、外国人関係なくしっかりと管理しなければならないと実感しました。

今後外国人労働者を活用する企業も増えてくると思われることから、顧客のためにも勉強をしなければならないと改めて感じました。

宮部先生、中村先生ともに大変分かりやすく講演していただきましたので、企業担当のみならず、社労士にとっても大変有意義な研修であったと思います。

同一労働同一賃金など最新のテーマを踏まえた 人事労務管理制度提案・構築の進め方セミナーを受講して

中予支部 田 渕 美 紀

5年ぶりの愛媛県社会保険労務士会セミナーの参加となりました。久しぶりの社労士会セミナー参加に少し緊張しつつも懐かしい方々にご挨拶をしながら席につきました。

社会保険労務士法人名南経営の代表社員大津先生のお話は冒頭の事務所紹介の中にさえも驚きがありました。事務手続きを伴わない相談業務が大津先生の経営される事務所収入の1位を占めるということです。お客様に事務手続き以上の価値をどうすれば与えていけるのか、私との違いを学ぶべし、と気合が入りました。

今後起こり得る問題を想定しながらの社労士だからこそすべき提案がぎっしりと詰まった3時間となりました。私自身「同一労働・同一賃金」等の制度は法律部分を理解していても顧問先にどう取り組んでいくのかは曖昧だったのです。ざっくりとリスク回避のため「待遇の差がなぜ起きるのか、支払われる手当の目的を明確にしておこう」程度の認識だったのです。セミナーの中では安定的な人材の採用、教育、定着を目的とした人事制度の構築や働く環境整備に関するコンサルティングが私たち社会保険労務士の仕事であることが伝えられました。そのために月に2回程度の頻度で訪問する必要性（1ヶ月に1回だと課題を忘れてしまう）、良質な質問をしていくことで問題やお客様のこだわりを発掘していく手法と取り組みの具体的な説明があったことは非常に参考になるところでした。

セミナーでご説明いただいた「A君B君作戦」の良質な質問を投げかけ、人事制度や賃金制度の現在の運用状況と一緒に確認し、新制度の構築をお客様自身考えていただくことからまずは始めてみたいと思います。大津先生、社会保険労務士会の皆様、このような学ぶ機会を与えていただき本当にありがとうございました。

※「A君B君作戦」

セミナーの中でお客様に考えてもらうための効果的な質問手法としてご紹介がありました。

～新卒同期採用されたA君B君は今年度末定年を迎えます。A君は優秀な社員で最速で昇進し部長、B君は組織を管理できる能力はなく主任でした。A部長とB主任の退職金は差があるべきでしょうか。～



働き方改革と同一労働同一賃金の 実務対応の研修会に参加して

南予支部 三好 研治

令和元年11月15日、愛媛県会主催による働き方改革と同一労働同一賃金の実務対応セミナーに参加をさせていただきました。講師は、東京で社会保険労務士法人を経営されておられる小磯優子先生でした。東京で活躍されている小磯先生のお話が聞けることを非常に楽しみに参加しました。

まず、働き方改革の話に触れられ、労働生産性向上の3つのポイントについて解説していただきました。1つ目はトップ（経営者）の覚悟、2つ目はITの活用、3つ目は外部監査の導入というものでした。2つ目のITの活用については、Googleカレンダー、ZOOMを活用した面談等、私の事務所でもすぐに実践できそうなものについて、実例を踏まえて説明していただきました。

「従業員の定着」についても話をされ、近時小磯先生の事務所では、BGMを流し少しリラックスできる雰囲気の中で仕事をされているとの事でした。BGMを流しながら仕事をするようになり、離職者が減少するといった効果もあったそうです。私の事務所でも、以前よりBGMを流しながら仕事をするようにしています。緊迫した仕事の雰囲気も大切ですが、時には少しリラックスした雰囲気で仕事をする方が、スタッフ自身もパフォーマンスを発揮でき、またわからない事を先輩に相談しやすくなるなど、職場の居心地がよくなるのかなと実感しております。

次に同一労働同一賃金の改正のポイントについて話をさせていただきました。同一労働同一賃金の対策については、私自身も今一番関心をもっている分野です。小磯先生は東京で大企業のクライアントに同一労働同一賃金の対策について、実践的なアドバイスをされているだけあって、説明には説得力があり大変わかりやすい内容でした。

特に賞与については、今後パートタイマーを多く雇用する会社にとっては重要な課題になってくるものと感じます。それに伴い、正社員の人事評価制度とパートタイマーの評価制度をそれぞれ制度設計し、運用していくことが重要になってくるのではないかでしょうか。

また、就業規則の改定に際しては、有期契約社員・正社員の就業規則それぞれにおいて、異動の有無、休職の項目などについて定義を明確にしていくことが必要になります。

今後、働き方改革の対応について、各クライアントより我々社会保険労務士に対する期待が益々強くなってくることが予想されます。顧問先企業の期待に応えられるよう、私共としても更に切磋琢磨すると共に、こうした情報共有の機会を増やすことの意義も感じた次第です。



企業関係者・医療関係者向け就労支援セミナー ～治療と仕事の両立に向けて～報告

会長 横 本 恭 弘

令和元年11月16日（土）13時～16時、四国がんセンターで企業・医療関係者向けの就労支援セミナーが開催され、社会保険労務士、医療機関の医療ソーシャルワーカーや看護師等の相談員、企業の管理職や代表者等24名が参加しました。四国がんセンターでは、6年前より全国でも先駆けて医療機関内での就労支援に取り組んでおり、セミナーも毎年開催しています。今回のプログラムは、以下のとおりです。

【講義】（敬称略）

- ①四国がんセンターにおける仕事と治療の両立支援の現状と実際
福島美幸（四国がんセンター MSW 患者・家族総合支援室長）
- ②支援者の立場からがん患者が直面する仕事の困りごと
横本恭弘（愛媛県社会保険労務士会会长）
- ③勤務情報提供書・主治医の意見伺い書兼診断書について
灘野成人（四国がんセンター 医師 患者・家族総合支援センター長）

【グループワーク】

4グループに分かれ、勤務情報提供書・主治医の意見伺い書兼診断書を用いて、両立支援プラン/職場復帰支援プランを考える。

【まとめ】

講義からは、がん治療の流れや副作用にも個人差があること、病院でも仕事の相談窓口（がん相談支援センター）があり相談できることを知ることができ、がん治療に伴う外見変化（脱毛、爪の変色・変形、皮膚の色素沈着）や周囲にはわかりづらい副作用（手や足のしびれ）の悩みも仕事への復帰の際に影響すること、病院でもそれらの情報提供をしていることを学ぶことができました。

また、私からは、がん患者を支援する者の立場から会社の中でも誰に相談をすればよいかわからず孤立してしまったり、就業規則の読み方もわからないため利用可能な社会保障制度も理解できずに退職を考えてしまいがちである現状について伝えました。中小企業の多い愛媛県では、労務管理に強い社会保険労務士を活用できるかどうかが両立支援成功のカギになること、そして復職時のマニュアルを会社が作成し、支援する側・される側がどう動けばよいのかを可視化することが「人を大切にする」会社としての成長を後押しすることも伝えました。

グループワークでは、架空事例の「勤務情報提供書」と「主治医の意見伺い書兼診断書」を元に、会社の人事担当者や職場の上司等が患者である職員と相談し作成する「両立支援プラン/職場復帰支援プラン」を皆で考えてみようというものでした。その作業を通して会社や医療者双方の立場から患者（就労者）の思いや職場が支援する際の課題や配慮したいポイント等の気づきを共有することができました。短時間勤務からの開始、通勤時間を混雑する時間帯を避ける、休憩をとれる配慮や症状が出たときに休みやすい環境作り（同僚の理解）などと患者だけでなく周囲の職員への病気に対する周知や教育も必要であることなどの意見がありました。また、患者の希望だけではなく治療に伴う体への影響や治療のスケジュール、会社（患者だけでなく現場の環境も含む）や仕事の様々な調整が必要となることを改めて気づくことができました。

今後の展望として、企業や医療機関それぞれの立場で両立支援を行うコーディネーター役が必要ですが、まだまだ普及は必要であるため、我々が現場で行える就労支援体制の整備に向けて弛まぬ努力が必要であると確信しました。



外見ケア物品の展示



みんなの生活展2019に参加して

中予支部 吉 岡 節 子

令和元年10月19日（土）10：00～16：00 松山市大街道商店街アーケード内にて「みんなの生活展2019」が開催されました。

この生活展は、消費生活のあり方、環境への配慮、心身の健康についてよく考え、市民・行政・事業者がお互いに力を合わせて、これらの問題に取り組み「安全・安心に暮らせる社会」を実現することを目的に開催されています。

今年のテーマは「みんなが主役!! ~笑顔あふれる暮らしのために~」でした。70団体の参加により消費者プラザ・環境プラザ・健康プラザで構成され、愛媛県社会保険労務士会は消費者プラザの一角にブースを設け、9：30～13：00までを 鈴木先生・寺田先生・客坂先生 13：00～16：30を 藤名先生・井伊先生・吉岡が担当しました。

会場は活気にあふれ、大勢の人がブースを巡り、行列を作っているところもあり大盛況。前半の担当者との引継ぎを終え、年金相談のお客様の対応をしました。その場でできる限りの説明をした後、個人的な詳細については、街角の年金相談センターや年金事務所へ予約して行かれるよう案内しました。背中を一押しすることで、行ったことがない人にも気軽に利用していただき、正しい知識を持って生活設計に役立て、~笑顔あふれる暮らし~への一助になればと思いました。

その後、数件の相談がありましたが、ほとんどはスタンプラリーの押印目当て。クイズの「国民年金の加入は何歳からですか？」の問題に「20歳」と即答できる人が少なく、年金についても、社会保険労務士という仕事についても予想以上に認識されていないのが残念でした。

ブースのそばを行き交う人の中には社会保障制度や労働に関することなど、何らかの不満や疑問、悩みを持ち続けていながら、どこに相談に行けばよいのかわからないままになっている人も多いのではないかと思います。そういう人たちに足を止めてもらって問題解決の糸口になれたら、この活動がより意義のあるものになると思いました。

隣のブースの「行政書士会」や「伊予がすりに親しむ会」など工夫を凝らして楽しそうで、他にも興味深いブースがたくさんだったので、次回はゆっくりと今まで知らなかったチラシをのぞき見たいと思いました。



社会保険労務士制度推進月間の 無料相談会について

東予支部 藤 原 文 六

令和元年10月27日、フジグラン新居浜にて社会保険労務士制度推進月間の無料相談を担当させていただきました。4回目になります。11:00~17:00を3時間ずつの2部に分けて3名ずつの先生方で担当しました。

今回の相談件数は5件で、内訳は、失業給付・障害年金・パートの働き方に関する質問3件、「年金に加入していく良かった」という意見1件、年金制度に対する不満1件でした。他の会場の様子は判りませんが、毎回、同程度の相談件数で「担当者一人に1件有るか無いか」だという印象です。

担当の先生方皆さんに「相談されてこそその土業」という思いがありますから、相談件数が少ないと残念なムードが残ります。社労士が担うべき潜在的な相談案件そのものが元より多くはないものなのか、社労士の有用性が知られていない（理解されていない）からなのか、自らの社労士活動においても常に自問自答しているところです。労務管理のコンサルティングに重心が移っていく中で、「如何に自らの有用性を伝え、如何に必要性を掘り起こすか」について、今まで以上に考え、行動することが肝心だと感じています。

◇社会保険労務士（社労士）の知名度

社労士が、テレビの情報番組で専門家として解説したり、ドラマの登場人物の職業に設定されたりすることを目にするようになって、私が開業した5年前と比べても社労士の知名度は上がって来た気がします。とは言え、社労士の業務（有用性）についての理解が深まっているかというと、大都市圏と地方、地方でも地域差があり、理解度に違いはあると思いますが、私の周りでは、社労士と言えば「年金、助成金、保険の手続き」という固定イメージが強く、そこに「労務管理のコンサルティング」が加わって社労士のイメージが広がるには、まだまだ情報発信と業務実績を積み重ねていかなければならぬのだろうと思います。



日経新聞掲載ポスター
令和元年5月

無料相談会チラシ

◇無料相談会の意義

社会保険労務士制度推進月間の無料相談会を開催する目的は、(1)広く県民に社労士制度を知っていただき、(2)社会貢献活動として無料相談を行うというものです。意義のあることだと思います。

◇広報活動（PR）について

県会の無料相談会チラシが、どういうもので何処に配付されていたのか、私自身は、この記事を書く為に自らインターネットで探し出すまで全く知ら

すにいましたので、相談担当者としてお恥ずかしい限りですが、では、一般の皆さんの中には、ちゃんと触れていたのだろうかという疑問も感じるわけです。

知つて貰い、来て貰わなければ、社会貢献活動も行えないもの、「如何に知って貰うか」という広報活動に工夫は必要だと思います。とは言え、掛けられる宣伝費にも限度は有り、出来ることも限られるでしょうが、相談担当者からの提案として、(1)無料相談会場の周辺で開催の前日にチラシを配る、(2)無料相談会場の周辺の自治会にチラシの回覧を依頼するというものがありましたので、担当委員会にて御一考いただければ幸いです。



無料相談スペースのセッティング中



無料相談スペース

◇今後の相談会場について

今回の相談会場となったフジグラン新居浜は、集客が少なく、客の年齢層が高齢に偏っているので、今後の会場は変更したほうが良いのではないかという意見が相談担当者の皆さんから出ました。同じフジ系列であれば、フジグラン西条の方が、集客は多く、客の年齢層は偏っていないのではないかという意見です。担当委員会にて御一考いただければ幸いです。

社会保険労務士制度推進月間 無料相談会に参加して

東予支部 大澤理香

令和元年10月27日フジグラン今治で行なわれた無料相談会に参加をさせていただきました。私にとりましては初めての経験で非常に緊張して臨みました。机や椅子、看板やパンフレットなど準備し大先輩であります先生方2人の間に座させていただきました。相談コーナーの前で足を止めてくださる方は多かったのですが、私が担当をさせていただいた時間帯で相談を受けた件数は1件でした。企業年金についての相談でしたが、てきぱきと対応されておられた先生の姿に自分の勉強不足を痛感しました。

また、私にとっては先生方に年金関係、労働関係の話や地域のトピックスなどを伺うことができ、貴重な時間を過ごすことができたことは非常にありがたかったです。このような機会をいただきありがとうございました。日々、何事も勉強であると思い取り組んでいきます。今後もご指導のほどよろしくお願ひ申し上げます。



社会保険労務士制度推進月間 無料相談会に参加して

中予支部 宮 谷 しのぶ

令和元年10月27日（日）のイオンスタイル松山で行われた無料相談会に、14時から17時の時間帯で参加させていただきました。相談件数はこの日6件でした。

内容は年金に関すること、有給休暇、労働時間に関するものがありました。

年金は受給者から、またはその配偶者からの今後の相談もあり、年金受給に関して不安を拭えない方が多いのだなという印象を持ちました。

有給休暇や労働時間に関しては、法改正もあり、事業主だけではなく労働者にも少しずつ意識の改革を起こしているように思われました。

以前はパワハラに関連した相談が多かったようですが、このあたりはやはり、リアルタイムの内容でした。社労士としては、皆様の役に立つことがありますます増えていく反面、さらなる知識の取得が必須だと痛感しました。

イオンスタイル松山に関しては、相談場所が少し人通りの少ない入り口に設置されていること、同日に行われていた他の相談会やイベントのように館内放送が無かったことなどもあってか、通り過ぎる方が何をしているのだろうかと気にとめていたところチャンスが少なかったように思われます。

相談なさる方にとっては、あまり大勢の方がいらっしゃらない方が相談しやすいというメリットもありますが、もう少し無料相談会をアピールできたらと思いました。

社労士の資格については、ここ数年認識されていらっしゃる方が増えたように思います。

毎年行われるこういう無料相談会が大切だと思いました。

社会保険労務士制度推進月間 無料相談会に参加して

南予支部 古 田 真 美

令和元年10月27日（日）大洲オズメッセにて社労士無料相談会に参加させていただきました。11時からのスタートということで、10時半頃に到着すると、開店と一緒にいらっしゃった方が待たれていました。

その後は買い物の後立ち寄って相談をされる方が来られました。

相談内容はご自身が受け取られる年金に関するものがほとんどでした。知り合いとの会話の中で、自分の年金に関する心配や、疑問が生じ、もやもやされていたようです。同じ時間担当の岡本先生が丁寧に対応していただき、プロに回答を得たことで相談者の方々も安心されたようでした。

私自身は曖昧になっている知識を再確認しなければ、と反省もしきりでした。

今年は春先に年金が2000万円不足する、と多くのメディアで取り上げられたこともあり、相談者も多いのではないかと思っていましたが、例年と変わりないようでした。

私は就職希望の高校生向け会社説明会にもよく参加するのですが、社労士の職業名を知っている学生さんは今までひとりもいませんでした。私が資格を取得したときも周りの人たちはほとんど社労士を知らないようでした。

社労士相談会、とのタイトルを目にして、ピンとこない人たちが多くいるのかもしれないな、と感じます。具体的に相談する内容もあまり浮かばないのかもしれません。

ポスターや旗などに、「〇〇〇に疑問はありませんか?」「会社での〇〇〇でお困りではないですか?」等具体的な例を少し提示してみると、分かりやすくなるかな、と思います。店内入口やインフォメーションに同じようなチラシを置いて、館内放送で紹介してもらうのもよいと思います。せっかくの機会ですので、ぜひ多くの方に利用していただきたいです。皆様の声を直接聞くことで、多くの勉強をさせていただきました。ありがとうございます。



新シリーズ

★会員が携わっている専門業務を紹介していきます★

専門業務紹介（その1）

～年金相談員に従事して～

中予支部 近 藤 妙

「改めて年金について勉強し直したい」と思って年金マスター研修を受け始めたのは今から約4年前、平成27年12月でした。2か月後に長い間勤務した職場を退職し社労士として開業することが決まっていたので、最初は時間もあるだろうから苦手な年金を改めて勉強してみよう、そして年金相談員として少しでもお役に立てればいいなと思ったからです。

私は前職場のほとんどが人事課で人事労務管理に携わっていたため、「年金」は社会保険労務士資格を取得して以降11年間も関わっていませんでした。それでも座学研修を3ヵ月、年金相談専用のパソコンを操作しての実務研修を2ヵ月受け、気付いたら平成28年4月下旬には年金事務所の年金相談ブースに一人座っていました。本来はもう少し時間をかけて研修を行うようですが、年度替わり等々の理由で早まったそうです。

最初は、いつも不安でドキドキ、バタバタしていましたが、あっという間に4年が経ちました。と言つても毎日ではなく月に6回程度の稼働ですので、実質は2年目といったところでしょうか。まだまだ勉強中で、年金は本当に奥深くて難しいと痛感させられます。

年金事務所では老齢・障害・遺族年金など様々な相談があります。やはり机上と実践は全く異なります。難しいケースにあたったときや再確認したいときは、年金相談員の先輩方や年金事務所の職員の皆さんに聞きまくります。皆さん忙しいにも関わらず、手を止めて教えていただいたり一緒に考えていたりで、本当に感謝しています。

私はよく、「落ち着いているね」と言われますが、本当はいつも緊張していて、でもそれがお客様に伝わり不安にさせないように、ある意味開き直って窓口に座っています。自分の年金の知識や経験が不足していることは分かっていますので、まずは、お客様の話を聞く姿勢で接して対応面で少しでもカバーしようと心がけています。年金相談にはいろいろな年齢やタイプのお客様が来られるので、接客面でも勉強になると思います。

毎月1回、テーマを決めて行われる年金相談員研修は、実践向きでとても勉強になります。年金相談員の皆さんのが集まって、年金相談の疑問や悩みも話し合える機会になっています。

また、年金相談で培った知識や経験は、顧問社労士として事業主さんや従業員の方々に関わるときにも役に立ち喜んでいただけますし、何より窓口で直接お客様に「ありがとう」と感謝されると、とても嬉しく思います。

ありがたいことに顧問社労士としての業務も忙しくなってきたので、正直しんどいときもあります。しかし、開業社労士として独立し最初に年金の勉強ができたこと、年金相談員の皆さんとこうして関わることが出来たことは私にとって代えがたい財産となりました。

私も決して若くはないのですが、なかなか後輩が出てこないこともあります年金相談員の中では若手です(笑)。年金を自己アピールにと考えている方、開業したばかりの方、年金相談員になってみませんか?年金においても人生においても先輩の年金相談員の皆さんのが親切丁寧に教えてくれます。稼働できる曜日や回数などの希望も聞いていただけます。

どうぞお気軽にお申し出ください。お待ちしております。

【年金相談員として窓口デビューまで】

1. 愛媛県社会保険労務士会に申し込み
2. 承認が得られれば、研修用の資料を全国社会保険労務士会連合会街角運営本部から取り寄せ
3. 届いた研修資料を使って全国社会保険労務士会連合会HP「年金マスター研修」により自宅学習（1～2ヵ月）
(以下、週2回の研修として。)
 - * 個人の能力差、研修回数の増減で所要時間が変わります。
 - * 5. の実践研修以外は無給のため、研修の日程や時間は研修者の希望を優先します。
4. 街角年金相談センター松山オフィスにて
座学研修及びWM（年金相談専用パソコン）の操作
(1～2ヵ月)
5. 街角年金相談センター松山オフィス・松山東年金事務所での補助者付きの実践
(2～3ヵ月間、うち88時間分までは報酬あり)
6. 窓口デビュー



お仕事、一緒にやってみませんか？

東予支部労働関係研修会

東予支部 津 乘 和 史

令和元年度の東予支部労働関係研修会は、令和元年10月11日午後3時から、新居浜市内の「レーイグラッヂエふじ」で開催された。

研修会の概要は次のとおりで、受講者は35名であった。

研修会終了後の意見交換会には、ご挨拶されたお二方にもご参加いただき、大変有意義な時間を過ごすことができた。

－ 研修会 －

1 新居浜労働基準監督署長の三好剛史様のご挨拶

病気を抱える労働者が、適切な治療を受けながら安心して生き生きと働き続けることができる社会を目指す取り組みとしての「治療と仕事の両立支援」について、「愛媛治療と仕事は両立企業宣言」を募集して、この取り組みを推進していることなどが紹介された。

資料として、厚生労働省作成の「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」「企業・医療機関連携マニュアル」などが提供された。

2 講師

新居浜労働基準監督署第一方面監督官の江原紀子様による研修

働き方改革関連法に関して、時間外労働上限規制、36協定届の記載要領の留意点、ならびに年次有給休暇5日の確実な取得について、わかりやすく説明していただいた。

資料として、厚生労働省作成の「働き方改革関連法に関するハンドブック」「時間外労働の上限規制わかりやすい解説」「年5日の年次有給休暇の確実な取得わかりやすい解説」などが提供された。

3 新居浜公共職業安定所長の梶浩様のご挨拶

愛媛管内の雇用失業情勢についての情報提供や、令和2年1月6日から、ハローワークのシステムとインターネットサービスが新しくなり、ハローワークの利用方法が変更されることなどが紹介された。

4 講師 新居浜公共職業安定所職業指導官の宮本和幸様による研修

令和2年1月6日から、求人の申込方法、求人の公開方法、ならびに求人票の様式が変わることについて詳しく説明していただき、求人票のアピールポイントについても触れていただいた。

資料として、ハローワーク発行の「応募したくなる求人へ！！」「求人申込書の書き方」などが提供された。

5 講師 新居浜公共職業安定所産業雇用情報官の茂川雅様による研修

外国人労働者の雇用管理の改善に関して、事業主が適切に対処するための指針について、わかりやすく説明していただいた。



2019年マツヤマお城下リレーマラソンを終えて

中予支部 森 孝 寛

令和元年10月13日・・・

今年も社労士会の有志メンバーでマツヤマお城下リレーマラソン（職場対抗の部）に参加しました。思い返せば、若いから走れるよね！と声を掛けられたところから始まり、早3年目（2017年は台風で流れたので実質2年目）、未だに鈍足な私ですが今年もメンバーの一員として走らせていただきました。

当日は、日本列島に台風が迫り、東日本へと抜けていった翌日。さんさん照りの太陽と、残り香の如く残る風で走者にとっては決してベストとは言えない環境。しかし、そんな中でも皆さん自分のペースで走り切り、次の走者にタスキを繋いでいきます。自分が走り終えたら、休憩もそこそこに、次の走者を応援。まさにONE TEAMといつても過言ではありません。

そして・・・開始から3時間38分07秒。みんなの想いが込もったタスキを繋ぎ、なんとか42.195kmを完走！！！タイムや順位はまずまずでしたが、何よりも無事に皆で走りきれたことに感無量でした。

リレーマラソンに会として参加する本来の目的は「社労士会の広報活動」ではありますが、この目的を超えた醍醐味は、走るのが得意な方も、苦手な方も、力を合わせて達成感と一体感を味わえることなのかなあ。。。と、しみじみ思う次第です。

最後になりますが、共にタスキを繋げた皆様、そして現地で応援してくださった皆様に深く感謝申し上げます。参加された皆様お疲れ様でした。

そして、今回は心の中で応援してくださっていた沢山の皆様！2020年は、ぜひ現地まで、熱く疾走するメンバーを見に来てください！きっと色々な意味で一体感を味わえますよ！？



フレッシュ会員広場

しまなみ海道サイクリング

中予支部 平 岡 瑞 希

しまなみ海道が“サイクリストの聖地”と呼ばれるようになり、どれくらい経つのでしょうか。 Wikipediaによると、2010年ごろから県がサイクリング振興を進めてきたようです。

私も、しまなみ海道を自転車で走破したことがあります。高校1年生、15歳の時です。この2008年当時も自転車通行は出来たのですが、閑散としたもので、サイクリストは見当たりません。秋晴れの下、一人で黙々とペダルをこぎ続けました。乗っていたのは弟から拝借したママチャリです。

しまなみ海道の自転車ルートは、最大約80mの高低差を7回は繰り返します。360度青い海に囲まれて、橋上を快走している時は爽快です。橋から島に着くと、颯爽と坂道を下る…ところまではいいのですが、いったん海拔0mまで降りたら、また橋と同じ高さまで、ぐねぐねした坂道を上っていかなければいけません。

ママチャリで尾道まで渡るのは…おススメしません。クロスバイクやロードバイクといった、“しっかり走れる”自転車を使うのが正攻法ですよね。

今治市側からしまなみ海道に入り、尾道に到着したのは翌日の昼。この1日半、遮るものない日光を浴びて、私は真っ黒に日焼けしていました。旅のゴールに友人に会った時は「黒すぎて誰か分からんかったわ！」と言われたほどです。

自己紹介がてら思い出話をさせて頂きました。ちなみに私の趣味はサイクリング…ではなくパラグライダーです。こちらも空と海をダイレクトに感じられる楽しいレジャーですよ。

今年8月の社労士登録と同時に、独立系FPとしてもスタートを切ったばかりです。目の前の仕事をこなすのに必死でいますが、この職業人生で実現したいことが1つあります。「愛媛の子供がみな、おかねの教育を当たり前に受けるようになる」こと。金融教育、なかでも“社会保険教育”をと、家計相談や講演を行っています。

先輩方からの温かい励ましが日々、力になっています。見かけたらぜひ気軽に名前を呼んでください。



新 入 会 員 紹 介



【氏名】竹利 治
【支部】予中
【年齢】70歳
【開業／勤務／その他】
 開業



【氏名】木有里紗
【支部】予東
【年齢】26歳
【開業／勤務／その他】
 開業

① 社会保険労務士となった動機

現役退職後、退職者や現職職員で組織する共助会の事務局長に就任したことから、会員の関心のある「年金と医療」についての知識が必要と考えたので社労士試験に挑戦しました。

② 自己紹介

高知県の四万十市生まれですが、主に松山市で公務員として40数年勤務しました。趣味は、マラソン、ゴルフ、釣りと身体を使うものばかりですが、人生70年の中で社労士受験が一番勉強したような気がします。

③ 今後の抱負

四国4県で「年金等」の講演会を開催した際、各県の社労士の説明に感銘を受けました。私も講演会・社員教育の場で話をしたいです。又、働き方改革の趣旨を中小企業に啓発したいです。

④ 会への意見・要望

分からぬことばかりですので、研修・講習会があれば積極的に参加したいと思っています。出来る限り、多くの機会を与えてほしいです。

① 社会保険労務士となった動機

会計事務所での仕事を通して、経営者の方たちの労働社会保険に関する悩みを身近に感じていました。少しでも役に立つことができればと思い勉強を始めました。

② 自己紹介

今治市出身です。学生時代は、吹奏楽や友人とバンド活動をしていたので音楽が好きです。休日には好きなアーティストのコンサートに行くこともあります。寺社仏閣巡りも好きで最近四国八十八ヶ所巡りも始めました。

③ 今後の抱負

未熟なところもたくさんありますが、一つ一つのご縁を大切にし、丁寧な仕事を心がけたいです。

④ 会への意見・要望

今後ともご指導のほどよろしくお願ひいたします。

令和2年1月6日から ハローワークの求人システムが変わります！

令和元年12月18日、変更に先立ちウェルピア伊予にて研修会が実施されました。

また、特定法人への電子申請義務化等雇用保険の電子申請について、ジョブ・カード活用等有期実習型訓練についての説明も行われました。

講師：松山公共職業安定所 統括職業指導官 岩野 ひとみ氏

愛媛労働局職業安定部職業安定課 雇用保険係主任 廣藤 雅一氏

愛媛ジョブ・カードセンター ジョブ・カード制度普及推進員 堀江 千昭氏

社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやしくも信義にもとる行為をしてはならない。

5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後の守秘の責任をもたなければならぬ。

今後の行事予定

2月5日(水) 倫理研修会(東京第一ホテル松山)

【受講対象者のみ案内送付済み】

3月6日(金)・7日(土) 中国・四国地域協議会
会保険労務士研修会(徳島)

3月19日(木) セミナー(予定)

会員数一覧表

〈個人会員〉 令和2年1月1日現在

	東予支部	中予支部	南予支部	合計
開業	68	176	24	268
法人の社員	6	19	2	27
勤務	10	31	5	46
その他	7	17	1	25
合計	91	243	32	366

〈法人会員数〉

区分	東予支部	中予支部	南予支部	合計
法人会員	5	12	1	18

編集後記

新年明けましておめでとうございます。

アテネ、パリ、セントルイス、ロンドン、ストックホルム、アントワープ、パリ、アムステルダム、ロサンゼルス、ベルリン、ロンドン、ヘルシンキ、ヘルボルン、ローマ、東京、メキシコシティー、ミュンヘン、モントリオール、モスクワ、ロサンゼルス、ソウル、バルセロナ、アトランタ、シドニー、アテネ、北京、ロンドン、リオデジャネイロ、そして…

本年、いよいよ第32回夏季オリンピックが東京で開催されます。

大変楽しみですね。

(K T)

発行所 愛媛県社会保険労務士会

〒790-0813

愛媛県松山市萱町4丁目6番地3

電話 (089) 907-4864

ファクシミリ (089) 923-1133

銀行口座 伊予銀行松山駅前支店
普通預金 1941628

URL <http://www.ehime-sr.or.jp>

E-mail ehime4@ehime-sr.or.jp

发行人 横本恭弘

編集人 総務委員会

印刷所 松山市空港通2丁目13番30号
不二印刷株式会社